

公益通報と原子力事業者、 その歴史と今後

奥山俊宏（上智大学 文学部 新聞学科）

2026年9月11日 13:30-14:30

愛媛大学教育学部2号館1F大講義室で

日本原子力学会 2026年秋の大会 原子力安全部会セッション
「中部電力の基準地震動策定に係る不適切事案の背景と対応を考える」

ガバナンス改革の経緯

- 2000年、大和銀行株主代表訴訟一審判決
- 2004年、公益通報者保護法制定
- 2005年、会社法制定（内部統制システム義務づけ）
- 2006年、金融商品取引法（内部統制報告書義務づけ）
- 2010年、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン
- 2015年、コーポレートガバナンス・コード制定
- 2020年、公益通報者保護法改正（体制整備義務）
- 2025年、公益通報者保護法再改正（体制整備義務拡充）

中部電力不正、発覚までの経緯

- 2018年8月以降、原子力土建部の内部で問題を指摘する声（中部電力3/31報告書）
- 2020年ごろ、会社の内部通報窓口に「審査側を欺く行為」（一部報道）
- 2025年2月、原子力規制委員会に、申告制度に基づく情報提供
- 2025年10月、原子力規制委が中部電力に委託先の報告書の提示を要求
- 2026年1月、不正を公表、報告徴収命令、立入検査

プレスリリース

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関する調査報告書の受領

きょう午前

2026年09月11日

中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする



当社は、原子力規制委員会による原子炉等規制法に基づく浜岡原子力発電所3号機・4号機の新規制基準適合性審査において、浜岡原子力発電所の地震動の評価を不適切な方法で実施していた事案に関して、透明性・公正性を確保して事実関係および原因の調査、再発防止策の検討などをおこなうため、当社から独立した外部専門家のみで構成される委員会（以下「調査委員会」）を設置しました（[2026年1月5日お知らせ済](#)）。その後、調査委員会において調査を進めていただくとともに、当社としても調査の独立性・中立性および実効性が確実に担保されるよう全面的に協力してまいりました。

本日、調査委員会から調査報告書を受領しましたことをお知らせします。

当該報告書につきましては、調査対象事象の関係者への影響の抑止、個人のプライバシーの保護などの観点から、部分的な非開示措置をおこなったうえで、迅速に後日開示します。

地域の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに多大なるご心配やご迷惑をお掛けするとともに、広く社会の皆さまからの強いご不信を招いていることについて、改めて心より深くお詫び申し上げます。

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1218304_3273.html

私のきょうのお話

- 原子力分野における内部告発者保護（日米比較）
- 学会倫理規程における内部告発への言及の変遷
- 公益通報者保護法の義務を履行できている？
- 東京電力 1 F 事故と中部電力不正の共通点

原子力分野における内部告発者保護

- 原子力分野では、他産業分野に先駆けて、内部告発者保護が法制化された。
- アメリカでは1978年にエネルギー再編法改正
- アメリカで連邦公務員を対象とする内部告発者保護法を制定したのは1989年
- 日本では1999年に炉規法改正（2000年に施行）
- 日本で公益通報者保護法を制定したのは2004年（2006年に施行）

米エネルギー—再編法改正（1978年）1978年

“EMPLOYEE PROTECTION

“SEC. 210. (a) No employer, including a Commission licensee, an applicant for a Commission license, or a contractor or a subcontractor of a Commission licensee or applicant, may discharge any employee or otherwise discriminate against any employee with respect to his compensation, terms, conditions, or privileges of employment because the employee (or any person acting pursuant to a request of the employee)— 42 USC 5851.

“(1) commenced, caused to be commenced, or is about to commence or cause to be commenced a proceeding under this Act or the Atomic Energy Act of 1954, as amended, or a proceeding for the administration or enforcement of any requirement imposed under this Act or the Atomic Energy Act of 1954, as amended; 42 USC 2011 note.

“(2) testified or is about to testify in any such proceeding or;

“(3) assisted or participated or is about to assist or participate in any manner in such a proceeding or in any other manner in such a proceeding or in any other action to carry out the purposes of this Act or the Atomic Energy Act of 1954, as amended.

OSHA FactSheet

Your Rights as a Whistleblower

You may file a complaint with OSHA if your employer retaliates against you by taking unfavorable personnel action because you engaged in protected activity relating to workplace safety and health, commercial motor carrier safety, pipeline safety, air carrier safety, nuclear safety, the environment, asbestos in schools, corporate fraud, SEC rules or regulations, railroad carrier safety or security, or public transportation agency safety or security.

Whistleblower Laws Enforced by OSHA

Each law requires that complaints be filed within a certain number of days after the alleged retaliation.

You may file complaints by telephone or in writing under the:

- *Occupational Safety and Health Act* (30 days)
- *Surface Transportation Assistance Act* (180 days)
- *Asbestos Hazard Emergency Response Act* (90 days)
- *International Safe Container Act* (60 days)
- *Federal Rail Safety Act* (180 days)
- *National Transit Systems Security Act* (180 days)

Under the following laws, complaints must be filed in writing:

- *Clean Air Act* (30 days)
- *Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act* (30 days)
- *Energy Reorganization Act* (180 days)
- *Federal Water Pollution Control Act* (30 days)
- *Pipeline Safety Improvement Act* (180 days)
- *Safe Drinking Water Act* (30 days)
- *Sarbanes-Oxley Act* (90 days)
- *Solid Waste Disposal Act* (30 days)

- Denying benefits
- Failing to hire or rehire
- Intimidation
- Reassignment affecting promotion prospects
- Reducing pay or hours

Filing a Complaint

If you believe that your employer retaliated against you because you exercised your legal rights as an employee, contact your local OSHA office *as soon as possible*, because you must file your complaint within the legal time limits. OSHA conducts an in-depth interview with each complainant to determine whether to conduct an investigation. For more information, call your closest OSHA Regional Office:

- | | |
|-----------------|----------------|
| • Boston | (617) 565-9860 |
| • New York | (212) 337-2378 |
| • Philadelphia | (215) 861-4900 |
| • Atlanta | (404) 562-2300 |
| • Chicago | (312) 353-2220 |
| • Dallas | (972) 850-4145 |
| • Kansas City | (816) 283-8745 |
| • Denver | (720) 264-6550 |
| • San Francisco | (415) 625-2547 |
| • Seattle | (206) 553-5930 |

内部告発者に対する違法な差別があった場合には、労働省の職業安全衛生局 (OSHA) が調査して事業者には是正を求める。原子力規制委員会(NRC)も別途、事業者を処分する。

<https://www.nrc.gov/about-nrc/regulatory/enforcement/adr/osha-whistleblower.pdf>



REPORT A SAFETY CONCERN

SEARCH



[NUCLEAR REACTORS](#) [NUCLEAR MATERIALS](#) [RADIOACTIVE WASTE](#) [NUCLEAR SECURITY](#) [PUBLIC MEETINGS & INVOLVEMENT](#) [NRC LIBRARY](#) [ABOUT NRC](#)

Navigation

[What is an Allegation](#)

[Frequently Asked Questions](#)

[Allegations Annual Reports](#)

[Report a Safety or Security Concern](#)

[Statistics on Allegations](#)

[Safety Conscious Work Environment
Policy Guidance](#)

[Public Meetings](#)

Report a Safety or Security Concern

<https://www.nrc.gov/about-nrc/regulatory/allegations/safety-concern.html>

Emergency

Involving a nuclear facility or radioactive materials, including

- Any accident involving a nuclear reactor, nuclear fuel facility, or radioactive materials, or
- Lost or damaged radioactive materials, or
- Any threat, theft, smuggling, vandalism, or terrorist activity involving a nuclear facility or

Non-Emergency

Including any concern involving a nuclear reactor, nuclear fuel facility, or radioactive materials.

You may send an e-mail to [Allegations](#) ✉. However, because e-mail transmission may not be completely secure, if you are concerned about protecting your identity it is preferable that you contact us by phone or in person. You may contact any NRC employee (including a resident inspector) or call:

NRC's Toll-Free Safety Hotline:
(800) 695-7403

Note: If you call the NRC's toll-free Safety Hotline during normal business hours, an automated system will prompt you to choose which NRC Regional Office or geographical



1999年

原子炉等規制法改正

(1999年成立・公布、2000年7月1日施行)

- 第六十六条 原子力事業者等がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。
- 2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

.....

二十八 第六十六条第二項の規定に違反したとき。

平成14年10月28日

2002年

東京電力点検記録等不正の調査過程 に関する評価委員会

特に、申告内容に係る証拠隠滅の可能性があり、かつ、既に安全上の問題がないことが確認されたことを考慮すれば、初期の段階においては、まず、東京電力以外の者に対して調査を行うことが必要であった。具体的には、申告者を訪問して直接内容等について確認するとともに、GE社関係者への調査を、早期に、より積極的に行うことが必要であったが、これらを行わなかったことは大いに反省すべきである。

また、調査をより確実なものとする観点からは、より早い段階で原子力事業者に対する法律に基づく報告徴収を行うべきであった。

保安院が、東京電力に対する調査指示書において、判読可能な署名を始め、氏名に関する情報など調査指示に必ずしも必要でない情報を示したことは、適切であっ

☞ 原子力安全・保安院が作成したポスター



☞ 原子力規制委員会が作成したポスター

ご存知ですか？
原子力施設安全情報申告制度



原子力規制委員会では、原子力施設等の安全確保等を目的として、個人情報の保護を前提とした申告制度（通報制度）を設けています。原子力施設等の安全上の問題や法令違反の事実気がついたら、原子力規制委員会までお知らせ下さい。

① 電話による申告

直接担当者に伝える場合
TEL: 03-5114-2133
メッセージを録音する場合
TEL: 03-5114-2138

③ 郵送による申告

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9
原子力施設安全情報申告調査委員会事務局 宛

② ファクシミリによる申告

FAX: 03-5114-2196

④ 電子メールによる申告

アドレス: shinkoku@nsr.go.jp

詳しくは…

ホームページの「原子力規制委員会 申告をお考えの皆様へ」を検索

または、「http://www.nsr.go.jp/procedure/shinkoku/shinkoku_1.html」をご覧ください。



原子力規制委員会 原子力規制庁 人事課 申告班: 清水、畑
TEL: 03-5114-2133 お問い合わせ下さい。

- (2)原子力規制委員会への公益通報（申告）を理由
- として解雇その他不利益な取扱いを受けた皆様へ

3．原子力規制委員会による申出の処理手順

原子力規制委員会は、申出の内容を検討して、調査の要否を決定し、その結果を申出者に通知します。また、調査を実施した場合は、その結果も申出者に通知します。

原子力規制委員会は、調査の結果、原子力規制委員会への申告を理由として不利益取扱いが行われたと認められたときは、当該不利益取扱いを行った事業者を告発する等の適切な措置を講じます。

ただし、申出者が受けた不利益取扱いの有効性等については、最終的には民事上の問題として、裁判等で解決を図る必要があります。このような問題の解決に役立つ制度として、裁判（民事訴訟）のほかに、労働審判法に基づく労働審判手続や民事調停法に基づく民事調停手続を御活用いただくことができます。また、職場のトラブルについては、総合労働相談コーナー（都道府県労働局）においても相談することができます。

≫ 総合労働相談コーナー（都道府県労働局） [🔗](#)

原子力規制委員会は、申出者への通知に併せて、以上の制度を申出者に紹介します。

https://www.nra.go.jp/procedure/shinkoku/shinkoku_2.html

緊急
情報



情報
提供

緊急
情報



情報
提供



TOP

OSHA FactSheet

Your Rights as a Whistleblower

You may file a complaint with OSHA if your employer retaliates against you by taking unfavorable personnel action because you engaged in protected activity relating to workplace safety and health, commercial motor carrier safety, pipeline safety, air carrier safety, nuclear safety, the environment, asbestos in schools, corporate fraud, SEC rules or regulations, railroad carrier safety or security, or public transportation agency safety or security.

Whistleblower Laws Enforced by OSHA

Each law requires that complaints be filed within a certain number of days after the alleged retaliation.

You may file complaints by telephone or in writing under the:

- *Occupational Safety and Health Act* (30 days)
- *Surface Transportation Assistance Act* (180 days)
- *Asbestos Hazard Emergency Response Act* (90 days)
- *International Safe Container Act* (60 days)
- *Federal Rail Safety Act* (180 days)
- *National Transit Systems Security Act* (180 days)

Under the following laws, complaints must be filed in writing:

- *Clean Air Act* (30 days)
- *Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act* (30 days)
- *Energy Reorganization Act* (180 days)
- *Federal Water Pollution Control Act* (30 days)
- *Pipeline Safety Improvement Act* (180 days)
- *Safe Drinking Water Act* (30 days)
- *Sarbanes-Oxley Act* (90 days)
- *Solid Waste Disposal Act* (30 days)

- Denying benefits
- Failing to hire or rehire
- Intimidation
- Reassignment affecting promotion prospects
- Reducing pay or hours

Filing a Complaint

If you believe that your employer retaliated against you because you exercised your legal rights as an employee, contact your local OSHA office *as soon as possible*, because you must file your complaint within the legal time limits. OSHA conducts an in-depth interview with each complainant to determine whether to conduct an investigation. For more information, call your closest OSHA Regional Office:

- | | |
|-----------------|----------------|
| • Boston | (617) 565-9860 |
| • New York | (212) 337-2378 |
| • Philadelphia | (215) 861-4900 |
| • Atlanta | (404) 562-2300 |
| • Chicago | (312) 353-2220 |
| • Dallas | (972) 850-4145 |
| • Kansas City | (816) 283-8745 |
| • Denver | (720) 264-6550 |
| • San Francisco | (415) 625-2547 |
| • Seattle | (206) 553-5930 |

内部告発者に対する違法な差別があった場合には、労働省の職業安全衛生局 (OSHA) が調査して事業者には是正を求める。原子力規制委員会(NRC)も別途、事業者を処分する。

<https://www.nrc.gov/about-nrc/regulatory/enforcement/adr/osha-whistleblower.pdf>

日本では、厚生労働省がそうした任を忌避。公益通報者保護に実効性ない状況

1999年

原子炉等規制法改正

(1999年成立・公布、2000年施行)

- 第六十六条 原子力事業者等がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。
- 2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

.....

二十八 第六十六条第二項の規定に違反したとき。

保護の対象となるのは…

- 日本の炉規法で申告者保護の対象となるのは、炉規法やその関係法令に違反する事実の申告のみ
- 米国のエネルギー再編法([42 U.S. Code § 5851](#))で保護の対象となるのは、「assisted or participated …in any manner in such a proceeding …or in any other **action to carry out the purposes of this chapter** or the Atomic Energy Act of 1954」（この法律の目的を達成するための行動を支援したり関与したりするための全ての行動）
- 日本では、原子炉設置許可変更申請書に虚偽を記載し、審査会合でウソをついても、炉規法やその関係法令に違反しない。だから、申告者保護の対象にならない？

保護の対象となるのは…

- 日本の炉規法で申告者保護の対象となるのは、「原子力事業者等の従業者」のみ。
- 米国では、あらゆる被雇用者、その依頼を受けて行動するあらゆる人が保護の対象
- 日本では、委託先事業者（G E やコンサルタント会社）の従業員が内部告発したとしても、申告者保護の対象にならない？

原子力分野の内部告発者保護法制

- 日本は米国に劣る
- 米国と異なり、日本では、法令違反に該当しない不正に関する内部告発を保護の対象としない。
- 米国と異なり、日本では、告発者の救済の手順が法制化されておらず、それを任とする行政機関が存在しない。

[本会議・委員会等](#)

[立法情報](#)

[議員情報](#)

[国会関係資料](#)

[各種手続](#)

[English](#)

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第180回国会 議案の一覧](#) > [議案本文情報一覧](#) >

●原子力規制委員会設置法案

第一八〇回

衆第一九号

原子力規制委員会設置法案

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原

附 則

(政府の措置等)

第六条 東日本大震災における原子力発電所の事故を受け、原子力利用における安全の確保のための規制が緊要な課題となっていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、速やかに、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとする。

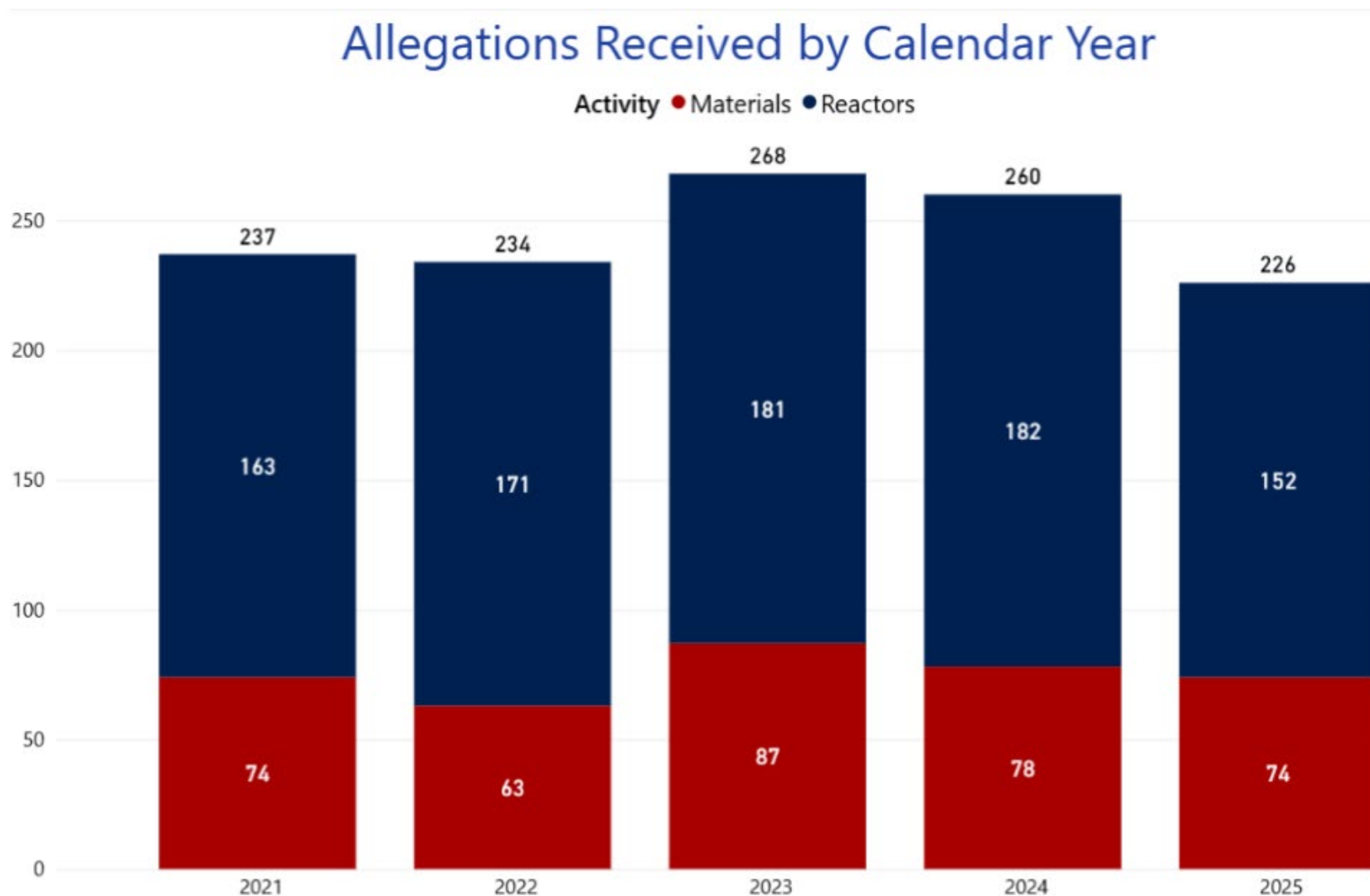
6 政府は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条の二第一項の規定による **申告に係る制度をより実効的なものとする方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。**

米国に比べて、日本の炉規法の内部告発者保護は、対象が狭く、かつ、順守の強制力に乏しい

- 保護の対象となるのは、許可事業者の従業者のみ。法令違反の事実についての内部告発のみ
- 保護の対象となる従業者を救済する行政機関が存在せず、裁判所任せ
- 不正やリスクを探知する機能が弱く、それらを長年放置する結果につながっている？

アメリカでは、NRCに年226～268件の通報（allegation）
原子炉に関する通報のうちNRCの調査で裏付けが得られたのは14～26%

NRC, *Allegations Program Annual Trend Report Calendar Year 2015*, June 12, 2026, <https://www.nrc.gov/docs/ML2616/ML26161A394.pdf#page=4>



申告案件公表件数 (原子力安全・保安院、原子力規制委員会の合算)

原子力安全・保安院 申告制度の運用状況(平成24年7月27日現在)

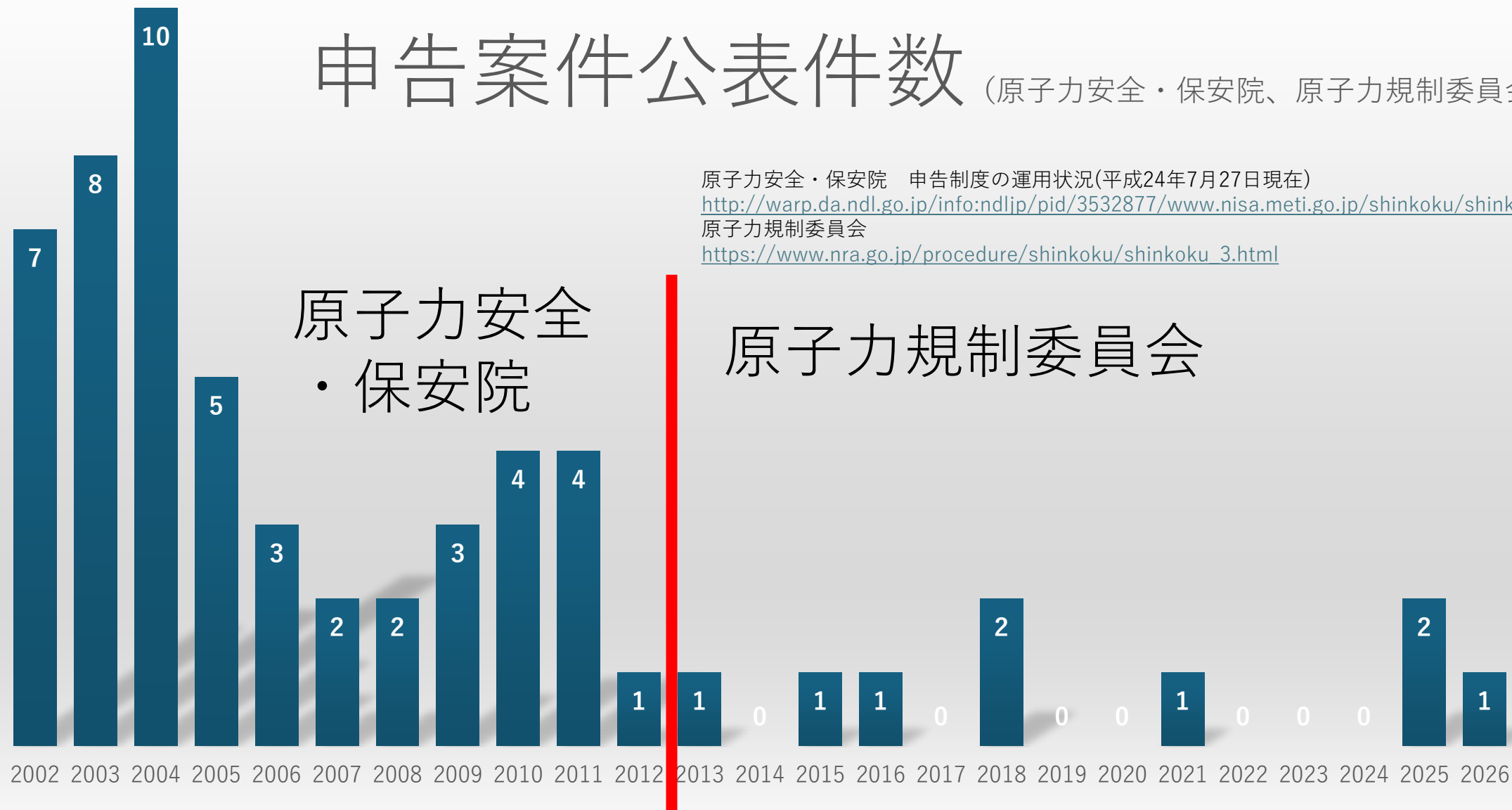
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3532877/www.nisa.meti.go.jp/shinkoku/shinkoku_kouhyou.html

原子力規制委員会

https://www.nra.go.jp/procedure/shinkoku/shinkoku_3.html

原子力安全
・保安院

原子力規制委員会



■ (3)公益通報（申告）の運用状況と個別案件の公表

申告制度の運用状況

≫ 第80回原子力施設安全情報申告調査委員会開催結果の公表（令和8年7月31日現在）

年度別公表件数（累計9件）

内訳

令和8年度	1件
令和7年度	2件
令和6年度	0件
令和5年度	0件
令和4年度	0件
令和3年度	1件
令和2年度	0件
令和元年度	0件
平成30年度	2件
平成29年度	0件
平成28年度	1件
平成27年度	1件
平成26年度	0件
平成25年度	1件
平成24年度	0件

日本の原子力規制委員会に寄せられた申告は、発足以来の14年弱で9件にとどまる。

https://www.nra.go.jp/procedure/shinkoku/shinkoku_3.html

上記の件数は、申告窓口において受け付けた情報提供等のうち、原子力施設安全情報申告調査委員会における審議の結果、申告案件として受理されたものの件数を示しております。その他申告窓口に頂いておりますご相談やご質問等の件数は含まれておりません。

Ⅱ. 外部の労働者等からの通報

府省庁	外局	令和3年度 受理件数等				令和4年度 受理件数等			
		通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数	通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
公正取引委員会	—	31	12	12	0	46	34	33	0
個人情報保護委員会	—	187	49	1	1	145	127	42	5
金融庁		322	11	11	0	552	19	16	0
	証券取引等監視委員会	98	3	3	2	123	10	10	1
	公認会計士・監査審査会	13	0	0	0	8	0	0	0
消費者庁	—	322	65	19	0	390	73	38	2
環境省		15	0	0	0	12	0	0	0
	原子力規制委員会	1	1	1	0	0	0	0	1

消費者庁「行政機関
における公益通報者
保護法の施行状況調
査」2023年度調査、

私のきょうのお話

- 原子力分野における内部告発者保護（日米比較）
- 学会倫理規程における内部告発への言及の変遷
- 公益通報者保護法の義務を履行できている？
- 東京電力 1 F 事故と中部電力不正の共通点

2001年5月23日第433回理事会承認

2001年6月27日第43回通常総会決定

＜情報の公開＞

5－2．原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても、公開を妨げない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

＜守秘義務と情報公開＞

5－3．会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

日本原子力学会倫理規程、2001年6月27日、

<https://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/code/code2001.pdf#page=5>

2001年

頂いたご意見

Ⅱ．行動指針案 5－3．は削除されたい。

（ご意見の補足）

1．組織が営利企業である場合、この行動指針案はどのように機能するのか不明です。各会員が「公衆の信頼感・安心感を失わないために」必要な行動を、当該組織内で不断に努力することは極めて重要であり、各会員がそのために高い使命観を持つことは、常に求められます。その範囲で指針化することには賛成しますが、そのことと、情報公開という対外的な行為とは別次元です。

2．特に行動指針案 5－3．第 2 文は、会員が国家公務員の場合には、国家公務員法違反を、地方公務員の場合には地方公務員法違反を、そして会員が民間人である場合には、損害賠償請求等の民事上の責任を負う可能性を、むしろ学会として推奨しているものと考えます。指針としてはまったく不適切です。会員の中には国立大学の教官や、見なし公務員の方々も多いと思われますが、お気をつけ下さいますよう、注意を喚起しなければなりません。

日本原子力学会 倫理委員会、頂いたご意見に対する委員会の見解、2001 年6 月4 日、

<https://warp.ndl.go.jp/20180206/20180205123815/http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/qanda/QandA0206.pdf#page=3>,
https://warp.ndl.go.jp/web/20180205213937/http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_99/.

2001年

頂いたご意見に対する委員会の見解

行動の手引き（行動指針）5－3は、まさに「公務員法に違反しても、また、損害賠償請求等の民事上の責任を負うことになっても」それが「公衆の安全のために必要な情報である場合には」公開するよう行動せよと言っているのです。なお、原案にあった「信頼感・

この手引きの実行に当っては細心の注意が必要です。残念ながらその行為が倫理的に正しかったとしても、その行為者を守る能力は現在の学会にはありません。したがって個人の責任で行動してもらうことになります。現実には内部告発という手段に訴える前に他の手

法律は当然守らねばなりません。そして法律が完璧なものであるなら、公務員法に違反することを要求していることにはならないと思います。万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に厳しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。

日本原子力学会倫理委員会、頂いたご意見に対する委員会の見解、2001年6月4日、

<https://warp.ndl.go.jp/20180206/20180205123815/http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/qanda/QandA0206.pdf#page=3>,
https://warp.ndl.go.jp/web/20180205213937/http://www.aesj.or.jp/ethics/02/02_99/.

2005 年 11 月 25 日 第 477 回理事会改訂承認

<情報の公開>

5－2．原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。~~適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開する。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。会員は、情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、たとえその情報が自分自身や所属する組織に不利であっても積極的な公開に努める。~~
また、所属する組織が情報公開の手順を定めていない場合は、会員は、適切な公開が可能となるように手順の制定を組織に働きかける。⁽³¹⁾

2018年

一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会倫理規程 改定案（現行規程との比較）

注記：太字下線部は変更箇所を示す。

現行規程	改定案
4－9(情報の公開) 会員は、情報の 意図的 隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。 特に 、原子力の安全にかかる情報は、たとえその情報が自分自身や所属する組織に不利であっても積極的な公開に努める。	4－ 7 (情報の公開) 会員は、原子力の安全にかかる情報 について 、積極的な公開に努める。 特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけ 、公衆の安全確保を優先させる。 ＜一部、旧 4-10 採用＞
4－10(守秘義務と情報公開) 会員は 、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけ るとともに、必要な場合には、たとえ守秘義務違反にかかる情報であってもその情報を開示する等により 、公衆の安全の確保を優先させる。	＜4－9(情報の公開)と統合＞

日本原子力学会、倫理規程 改定案（現行規程との比較）、2017 年8 月、
<https://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/code/2017proposal.pdf#page=7>



日本原子力学会倫理規程

2025 年 5 月 29 日 第 8 回理事会承認

4－5 情報の公開と説明責任

会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかける。情報発信にあたっては、相手の立場に立ち、社会からの信頼が得られるよう、説明責任を果たす。

4－6 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い

会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との関係を根幹から破壊することを認識し、適切かつ積極的な情報公開に努める。ただし、核不拡散や核セキュリティ等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。

2003 年 1 月 28 日第 449 回理事会改訂承認

<情報の公開>

5－2．原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開する。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

<守秘義務と情報公開>

5－3．会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。|まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。

6. 情報の公開

会員は、関与する計画と事業が人類社会や環境に及ぼす影響を予測評価する努力を怠らず、公衆の安全、健康、福祉を損なう、または環境を破壊する可能性がある場合には、中立性、客観性を保ち、**自己の良心と信念に従って情報を公開**する。

<https://www.jsme.or.jp/eec/ethics-rule/>

American Nuclear Society, Code of Ethics

Principles of Professional Conduct

2026年

ANS members shall subscribe to the following practices of professional conduct:

.....

3. We act in accordance with all applicable laws and these practices, lend support to others who strive to do likewise, and report violations to appropriate authorities.

私のきょうのお話

- 原子力分野における内部告発者保護（日米比較）
- 学会倫理規程における内部告発への言及への変遷
- 公益通報者保護法の義務を履行できている？
- 東京電力 1 F 事故と中部電力不正の共通点

消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」2016年12月9日

https://warp.ndl.go.jp/20170803/20170801000728/http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/files/minkan_shikumi_161213_0002.pdf#page=4

2016年

(2) 経営幹部から独立性を有する通報ルート

- コンプライアンス経営の徹底を図るため、通常の通報対応の仕組みのほか、例えば、社外取締役や監査役等への通報ルート等、経営幹部からも独立性を有する通報受付・調査是正の仕組みを整備することが適当である。

改正公益通報者保護法と指針の施行により 体制整備など措置義務 2022年6月1日

2022年

(2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf#page=3

改正公益通報者保護法と改正指針の施行により 体制整備など措置義務を拡充 2026年12月1日

2026年

(2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。当該内部公益通報以外の公益通報に係る通報対象事実についての調査及び是正等の対応が必要な場合においても、同様の措置をとる。

改正公益通報者保護法と改正指針の施行により 体制整備など措置義務を拡充 2026年12月1日

2026年

- 部下から上司への内部公益通報についても、
- 行政機関や報道機関など外部公益通報についても
- 組織として、その“可能性”を知ったときには、
- 「通報対象事実についての調査及び是正等の対応が必要な場合」に当たるかどうかを判断しなければならず、
- 場合によって、「必要な調査」が義務づけられ、それにあたっての「独立性の確保」などの措置を義務づけられ、
- それを可能とする体制を整備する必要がある。

中部電力の内部通報制度に関する 同社広報部回答

2026年

- ヘルプラインに寄せられた相談については、公益通報者保護法上の従事者として指定された者が受付・対応を行い、相談内容に関する部署が事実確認や調査を実施したうえで、必要な是正措置や再発防止策の検討・実施を行っております。
- 調査においては利害関係にある者が関与しない運用としております。運用の詳細については回答を差し控えさせていただきます。

私のきょうのお話

- 原子力分野における内部告発者保護（日米比較）
- 学会倫理規程における内部告発への言及の変遷
- 公益通報者保護法の義務を履行できている？
- 東京電力 1 F 事故と中部電力不正の共通点

東電1F事故と中部電力不正に共通点

- 東京電力における福島第一原子力発電所の津波想定見直し検討（2008年）
- 中部電力における浜岡原子力発電所の地震想定見直し検討（2012年～）
- いずれも原子力本部内の土木部門が主人公。設計条件を評価し、設計へのインプットを策定
- 設計側の意向で？ 評価（想定）を歪めた？
- リスク認知につき、他専門分野、そして経営層との認識共有に失敗？

地震本部の長期評価に対する信頼の程度と東電社内の地位の高低に負の相関関係

東京電力社内で原発の津波対策に関する決定に関わる立場にあった個人とその認識（2008年7月～2010年6月当時）

東京電力での役職	専門	2008年7月末時点の年齢	福島沖の巨大地震の可能性を指摘した地震本部の長期評価への賛意の程度と、その想定採り入れへの意見
土木調査グループ主任	津波工学	36	賛意9割、異論1割。「取り入れて評価すべき」
土木調査グループ課長	津波工学	44	賛意3割、異論7割。「取り入れるべきだ」
同グループマネージャー	地震・地盤	49	賛意1割、異論9割。「取り込む方向で社内の議論を」
地震対策センター所長	建設・保守	52	「取り入れるという方針が決められた」
原子力設備管理部長	機械	53	「荒唐無稽と言う先生もたくさんいて」設計には使えない
原子力・立地副本部長	原子炉	58	「信頼性はない」「直ちに取り込むようなことはできない」
原子力・立地本部長	機械	62	「ラディカルな見解を取りまとめている」と聞いた
社長	経済学部卒	64	「津波にかかわる議論はまだ私に上がってきていなかった」
会長	経済学部卒	68	「福島県沖については大きな津波は来ないと聞いていた」

2008年

奥山 俊宏「福島事故前の東京電力における役職員個々の津波リスク認知」『日本原子力学会和文論文誌』2024年、23 巻,3 号, p. 81-100, <https://doi.org/10.3327/taesj.J23.016>

東京電力社内で原子力発電所の津波対策に関する決定に関わる立場にあった個人とその認識
(2008年7月～2010年6月当時)

東京電力での役職	10m超の津波への対策の必要性に関する認識
土木調査グループ主任	「対策工事は必要だと思ってました」
土木調査グループ課長	津波対策工事の必要性について「把握していた」
土木調査グループマネージャー	「全体としては『津波対策は不可避』という認識」
中越沖地震対策センター所長	「直ちに高さ15.7mへの対策を講じることには反対」
原子力設備管理部長	「アクションを起こすに足る状況になっていない」
常務原子力・立地本部副本部長	「根拠が分からず会社として機関決定するのは無理」
副社長兼原子力・立地本部長	「そのような必要はないと思いました」
社長	「津波対策を詰めるのは原子力・立地本部の役目」
会長	「原子力本部として安全対策をとっている」

2008年

奥山 俊宏「福島事故前の東京電力における役職員個々の津波リスク認知」『日本原子力学会和文論文誌』2024年、23 巻,3 号, p. 81-100, <https://doi.org/10.3327/taesj.J23.016>

電力会社の3層「入れ子」構造と コミュニケーション不全

【最外層】 電力会社 全体

✕ 文系・理系の壁（経営層との断絶）

【中間層】 原子力本部

✕ 専門分野間の壁（土木専門家と原子力専門家の断絶）

【最内層】 土木部門

⚠ 土木専門家のリスク認知や暗黙知が壁に
阻まれて他部門や経営層と共有されない

電力会社の3層「入れ子」構造と コミュニケーション不全

- 専門分野間、部門間（土木－機器・電気－原子力安全）
- 上下間（現場－管理職層－経営層）
- 縦・横の双方で二重にコミュニケーション不全

2008年

福島第一原子力発電所の津波想定に関する東電 管理職層の陳述から窺える認知バイアス

- 集団思考（集団浅慮、グルーブシンク）、総意誤認、所属バイアス
- アンカリング
- 現状維持バイアス、専門外忌避バイアス
- 認知的不協和の解消に動機づけられた心理状態

2008年

私のきょうのお話

- 原子力分野における内部告発者保護（日米比較）
- 学会倫理規程における内部告発への言及の変遷
- 公益通報者保護法の義務を履行できている？
- 東京電力 1 F 事故と中部電力不正の共通点
- まとめ

高度に専門的であるからこそ

- 原子力発電のシステムは高度に複雑で専門的で、かつ、巨大なリスクを内包しており、だからこそ、原子力業界にあっては、他の産業分野にも増して、適切な社内コミュニケーションと適切な意思決定プロセスが必要。
- このうち、適切な社内コミュニケーションを担保するため、通常のラインの代替バイパスとして、あるいは、最後の安全弁として、内部告発（公益通報）が必要
- このうち、適切な意思決定プロセスを担保するため、“悪魔の代弁者”を置くなど異論を（内部告発も含め）奨励することにより、特定1個人のバイアスや集団思考、認知的不協和の、意思決定への悪影響を低減する。